

企業立地促進法に基づく釜石・大槌地域産業活性化基本計画に定める重点区域の緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合

重点区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合		環境施設の面積の敷地面積に対する割合	
	準工業地域	工業地域及び工業専用地域	準工業地域	工業地域及び工業専用地域
新田神ノ沢地域 (鵜住居町第7地割、鵜住居町第8地割及び鵜住居町第10地割の各一部)	-	100分の10以上	-	100分の15以上
片岸地域 (片岸町第3地割、片岸町第4地割、片岸町第5地割、片岸町第6地割、片岸町第7地割及び片岸町第8地割の各一部)	100分の15以上	100分の10以上	100分の20以上	100分の15以上
高炉跡地域 (新浜町一丁目、新浜町二丁目、東前町、浜町二丁目、魚河岸、只越町一丁目、港町一丁目、港町二丁目、大平町三丁目、大平町四丁目、嬉石町二丁目、嬉石町三丁目、松原町三丁目、鈴子町、大字釜石第14地割、大字釜石第15地割、岩井町、上中島町二丁目、上中島町三丁目、上中島町四丁目及び新町の各一部)	100分の15以上	100分の10以上	100分の20以上	100分の15以上
平田地域 (大字平田第3地割の一部)	-	100分の10以上	-	100分の15以上

準工業地域、工業地域、工業専用地域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の用途地域を指している。